

岩手県告示第48号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和4年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 110号	炭酸カルシ ウム肥料	53炭酸カル シウム	アルカリ分 53.0	% 肥料の品質の確保等 に関する法律第3条 第1項に規定する公 定規格のとおり	有限会社三和 産業	岩手県一関市 東山町松川字 深堀54番地の 1	令和3年4 月1日